

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 30日

岩手県知事 達増 拓也 殿

提出者

住 所 岩手県遠野市上郷町板沢9-19-1

氏 名 株式会社 栄組
代表取締役 佐々木栄洋

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0198-65-3032

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他のその処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 栄組
事業場の所在地	岩手県遠野市上郷町板沢9-19-1
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	5,000万円
③ 従業員数	37名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>●アスファルトがら、コンクリートがら→委託中間処理施設にて保管→破碎→再生品作成→買い取り業者へ販売、再利用</p> <p>●木くず→委託中間処理業者にて粉碎→リサイクル業者へ再利用</p> <p>●がれき・陶器類、廃プラスチック→委託処理業者にて分別→破碎→セメント工場などで再利用</p> <p>●廃石膏ボード→委託処理業者にて分別→破碎→石こうと紙に分別→リサイクルとして土木工事で再利用</p>

(日本工業規格 A列4番)

岩手県

県南広域振興局

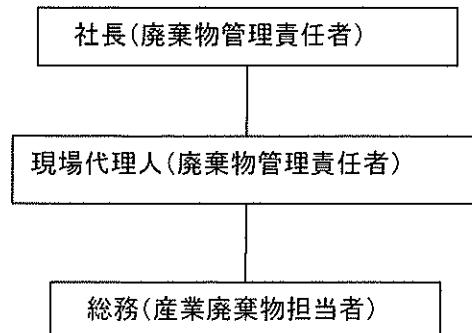
- 5. 6. 30

花保セ第148-S8号

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	アスファルトがら、コンクリートがら、木くず	廃石膏ボード、廃プラスチック、ガラス陶磁器
	排出量	下記へ記入済 t	左に同じ t
(これまでに実施した取組)			
アスファルトがら:497.3t/コンクリートがら=646.12t ガラス陶磁器:0.09t/廃石膏ボード:0.14t/廃プラスチック:3.17t 木くず:41.53t ※アスファルトがら→RC40として再購入(実績)258t			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスファルトがら、コンクリートがら、木くず	廃石膏ボード、廃プラスチック、ガラス陶磁器
②計画	排出量	第5面参照 t	第5面参照 t
	(今後実施する予定の取組) 第5面参照		

産業廃棄物の分別に関する事項

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
①現状	アスファルトがら、コンクリートがら、廃石膏ボード、廃プラスチック、木材、ガラス陶磁器→委託処分業者先全て、リサイクル対応可能であり循環を図っている：ほぼ100%
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 優良認定企業、格付け基準適合☆～☆☆☆の企業を積極的に利用し前年度より再利用をすすめていく：全体の90%以上を目指す 委託処分業者へ持つて行く前に事前に分別を再度確認する

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
産業廃棄物の種類	アスファルトがら、コンクリートがら、木くず	廃石膏ボード、廃プラスチック、ガラス陶磁器	
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0	t
(これまでに実施した取組) 自ら再生利用は行っていない。			
①現状			
【目標】			
産業廃棄物の種類	アスファルトがら、コンクリートがら、木くず	廃石膏ボード、廃プラスチック、ガラス陶磁器	
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0	t
(今後実施する予定の取組) 今後も自ら再生利用する予定はない。			
②計画			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
産業廃棄物の種類	アスファルトがら、コンクリートがら、木くず	廃石膏ボード、廃プラスチック、ガラス陶磁器	
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0	t
自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	0	t
(これまでに実施した取組) —			
①現状			
【目標】			
産業廃棄物の種類	アスファルトがら、コンクリートがら、木くず	廃石膏ボード、廃プラスチック、ガラス陶磁器	
自ら熱回収を行いう 産業廃棄物の量	0 t	0	t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	0	t
(今後実施する予定の取組) —			
②計画			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	アスファルトがら、コンクリートがら、木くず	廃石膏ボード、廃プラスチック、ガラス陶磁器	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(これまでに実施した取組)		—		
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	アスファルトがら、コンクリートがら、木くず	廃石膏ボード、廃プラスチック、ガラス陶磁器	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組)		—		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	アスファルトがら、コンクリートがら、木くず	廃石膏ボード、廃プラスチック、ガラス陶磁器	
	全処理委託量	1184.95 t	3.4 t	
		優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
		再生利用業者への処理委託量	963.95 t	3.4 t
		認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)		—		
委託処分業者は再利用を導入している企業であること		—		

(第5面)

		【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスファルトがら、コンクリートがら、木くず	廃石膏ボード、廃プラスチック、ガラス陶磁器	
	全処理委託量	998 t	38.9 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	55 t	6.6 t	
	再生利用業者への処理委託量	943 t	32.3 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	t	0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	0 t	
<p>②計画</p> <p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>委託処分業者先に優良企業を追加する アスファルトがら→RC40として処理委託業者より購入し再利用する ※排出した分の約半分50パーセントを再利用目標購入数とする</p> <p>【全処理委託目標数量】 アスファルトがら：450 t、コンクリートがら：525 t 木くず：23 t =998 t</p> <p>廃石膏ボード：1.5 t、廃プラスチック：36.4 t、ガラス陶磁器：1 t =38.9 t</p>				
※事務処理欄				

備考	<p>1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。</p> <p>2 当該年度の6月30日までに提出すること。</p> <p>3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。</p> <p>(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。</p> <p>(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における完工工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。</p> <p>(3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。</p> <p>4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。</p> <p>5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者の焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。</p> <p>6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。</p> <p>7 ※欄は記入しないこと。</p>
----	--